

昭和村子育て応援ガイド

－昭和村は子育てを応援します－



令和 8 年度

群馬県昭和村

もくじ

1 母子保健事業

(1) 母子保健手帳の交付 (対象：妊婦)	1
(2) 妊娠健康診査・妊婦歯科健康診査・新生児聴覚検査・ 1 か月児健康診査・産婦健康診査 (対象：妊婦／乳児)	1
(3) 妊娠している方の季節性インフルエンザ予防接種費用一部補助 (対象：妊婦)	1
(4) プレパパ・プレママ広場 (対象：妊婦及びそのパートナー)	1
(5) 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業 (対象：妊婦) 尠尠尠尠	2
(6) 産後ケア事業 (対象：妊婦／乳児)	2
(7) 未熟児養育医療費助成 (対象：乳児)	2
(8) あかちゃん誕生祝い金 (対象：新生児の保護者)	2
(9) 妊婦のための支援給付金事業 (対象：妊婦／胎児)	2
(10) おむつ等乳児日常生活用品購入費助成 (対象：乳児)	3
(11) 乳児健康診査 (対象：乳児)	3
(12) つぼみの広場 (対象：乳幼児)	3
(13) 幼児健康検査 (対象：幼児)	3
(14) ハハの教室 (対象：幼児)	3
(15) 5 歳児健康診査 (対象：年中児)	4
(16) 定期予防接種事業 (対象：乳幼児等)	4
(17) 乳幼児の相談 (対象：乳幼児)	4
(18) 園訪問事業	4
(19) 小児科産婦人科オンライン相談 (対象：妊婦／おおむね中学生までのこどものいる家庭)	5

2 不妊治療費助成事業

(1) 不妊治療費助成事業	5
-------------------------	---

3 児童福祉等に関する事業

(1) 児童手当 (対象：高校生世代までの子どもを養育する父母等)	5
(2) 児童扶養手当 (対象：ひとり親家庭等)	6
(3) 特別児童扶養手当 (対象：20 歳未満で心身に障がいのある子どもの扶養者)	6
(4) 障害児福祉手当 (対象：障がい児)	6

(5) 福祉医療費支給事業 (対象：高校生世代までの人)	7
(6) 季節性インフルエンザ予防接種費用一部補助 (対象：生後6ヶ月～中学3年生)	7
(7) おたふくかぜ予防接種費用一部補助 (対象：1歳児と年長児)	7
(8) ぐんまちょい得パスポート事業 (対象：18歳まで)	7
(9) 社会福祉協議会からの祝い金事業 (対象：乳児等)	7

4 保育園に関する事業

(1) 昭和村の保育園	8
(2) 地域子育て支援センター (対象：保育園に入所していない乳幼児等)	8
(3) 延長保育事業 (対象：村内全ての保育園)	9
(4) 一時預かり事業 (対象：生後6か月以上の乳幼児等)	9
(5) こども誰でも通園制度 (対象：保育園に入所していない0歳6か月から3歳までの児童)	9
(6) 保育料無料化 (対象：村内園児)	10
(7) 副食費の全額補助事業 (対象：保育園に通所する園児)	10
(8) 保育園の完全給食化の実施 (対象：村内全ての保育園)	10
(9) 保育園で使用したオムツの回収と処分の実施 (対象：村内全ての保育園)	10

5 こども家庭センター事業

(1) 子ども家庭センター「つながろ」	11
-------------------------------	----

6 学童クラブに関する事業（放課後児童健全育成事業）

(1) 利用方法と利用料 (対象：村内全ての小学生児童)	11
(2) 設置箇所と開設時間	12

7 教育に関する事業

(1) 昭和村の小中学校	13
(2) 入学祝金の給付事業 (対象：保護者)	13
(3) 横浜招待旅行 (対象：小学6年生)	13
(4) 放課後こども教室 (対象：小学1年生～3年生)	14
(5) しょうわ夏の映画まつり (対象：村民全員)	14
(6) 中学生海外交流事業 (対象：中学3年生の希望者)	14

(7) 中学生チャレンジウィーク (対象：中学2年生)	14
(8) スポーツ対外試合補助金 (対象：村民全員)	15
(9) 小中学生対外試合等補助金 (対象：小中学生)	15
(10) こども映画教室 (対象：小学生)	15
(11) 遠距離通学費補助事業 (対象：小中学生)	15
(12) 英語検定料補助事業 (対象：小中学生)	16
(13) 就学援助費補助事業 (対象：小中学生の子どもを持つ保護者)	16
(14) 定住促進奨学金返済支援補助 (対象：35歳未満で村内定住の奨学金返還者)	16
(15) 特別支援教育支援事業 (対象：小中学生)	16
(16) 昭和子ども未来塾 (対象：小中学生)	17
(17) 学校給食費無償化事業 (対象：保護者)	17

8 住まいに関する事業

(1) 定住に伴う新築住宅建設補助金 (対象：45歳以下で昭和村に10年以上定住する意思のある者)	17
(2) 住宅リフォーム補助金制度 (対象：住宅を所有し、昭和村に住民登録がある者)	17
(3) 結婚新生活支援事業 (対象：夫婦ともに39歳以下の夫婦)	18
(4) 移住支援金 (対象：東京圏から昭和村へ移住し、5年以上住み続ける意思がある者)	18
(5) 空き家バンク	18

ライフステージ別 子育て支援ガイド

妊娠・出産期

昭和村保健センター

- ・母子健康手帳交付
- ・小学校入学までの各種教室の開催

こども家庭センター「つながろ」

- ・子育て全般に関する相談・支援

乳幼児期

昭和村第一保育園、第二保育園、子育て保育園

- ・保育を必要とする方の就労支援
- ・お子様の健やかな成長のサポート

青少年期

東小・南小・大河原小学童クラブ

- ・放課後の保護者の方への就労支援

昭和村教育委員会

- ・児童・生徒および保護者の方への包括的支援

昭和村の子育て応援事業

※ 市外局番はすべて0278です

1 母子保健事業

(1) 母子健康手帳の交付 (対象：妊婦)

妊娠の届出を行った方に対して、こども家庭センター（保健センター内）で母子健康手帳の交付を行っています。

◎問い合わせ先 こども家庭センター ☎ 24-5142
健康福祉課（健康係） ☎ 25-3285

(2) 妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査・新生児聴覚検査・

1か月児健康診査・産婦健康診査 (対象：妊婦／乳児)

母子健康手帳と同時に交付する受診票により、委託先医療機関で健康診断が受けられます。（妊婦14回／産婦2回／新生児1回／乳児1回）
また、利根沼田管内で歯科検診の費用助成を受けることができます。

◎問い合わせ先 健康福祉課（健康係） ☎ 25-3285

(3) 妊娠している方の季節性インフルエンザ予防接種費用一部補助 (対象：妊婦)

妊娠している方を対象に、インフルエンザ予防接種費用の一部を補助しています。
上限助成額は、3,800円です。なお、申請が必要となります。

◎問い合わせ先 健康福祉課（健康係） ☎ 25-3285

(4) プレパパ・プレママ広場 (対象：妊婦及びそのパートナー)

助産師・保健師・看護師・栄養士の講座、沐浴、妊婦体験等を行いながら、参加者同士の交流もはかります。

◎問い合わせ先 健康福祉課（健康係） ☎ 25-3285

(5) 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業 **(対象：妊婦)**

医学的な理由により、周産期母子医療センターで分娩する必要がある、住所地から最も近い分娩取扱施設まで、おおむね60分以上の移動時間を要する妊婦を対象に、交通費及び宿泊費の支援を行います。

◎問い合わせ先 健康福祉課（健康係） ☎ 25-3285

(6) 産後ケア事業 **(対象：妊婦／乳児)**

出産後のホルモンバランスの不調やサポート体制の不足などで支援が必要な方は、病院、または在宅でのケアを受けることができます。（自己負担があります）

◎問い合わせ先 健康福祉課（健康係） ☎ 25-3285

(7) 未熟児養育医療費助成 **(対象：乳児)**

身体の発育が未熟なまま出生した乳児で、指定医療機関に入院して治療を受ける場合、医療費の自己負担分を助成します。

（世帯の収入状態により医療費の一部負担があります）

◎問い合わせ先 健康福祉課（健康係） ☎ 25-3285

(8) あかちゃん誕生祝い金 **(対象：新生児の保護者)**

誕生したあかちゃんを養育する保護者に、誕生祝いとして

1人につき10万円のお祝い金を支給します。

なお、申請が必要となります。

◎問い合わせ先 健康福祉課（健康係） ☎ 25-3285

(9) 妊婦のための支援給付金事業 **(対象：妊婦／胎児)**

妊婦1人に対して5万円、胎児1名につき5万円を支給します。

◎問い合わせ先 健康福祉課（健康係） ☎ 25-3285

(10) おむつ等乳児日常生活用品購入費助成 (対象：乳児)

誕生してから2歳の誕生日の月まで、月額4,000円を支給します。

なお、支給は年間2回（5月と11月）をまとめて支給します。

◎問い合わせ先 健康福祉課（福祉係） ☎ 25-3285

(11) 乳児健康診査 (対象：乳児)

4か月児、7か月児、12か月児に月齢によって、内科診察、身体測定、
保健・栄養・歯科などの相談を行います。

◎問い合わせ先 健康福祉課（健康係） ☎ 25-3285

(12) つぼみの広場 (対象：乳幼児)

乳幼児の身体計測、栄養相談、母乳相談、育児相談、ベビーマッサージを行います。

◎問い合わせ先 健康福祉課（健康係） ☎ 25-3285

(13) 幼児健康診査 (対象：幼児)

1歳6か月児、3歳児に内科診察、身体測定、歯科診察、保健、
栄養、歯科相談を行います。（3歳児のみ尿・眼科検査）

◎問い合わせ先 健康福祉課（健康係） ☎ 25-3285

(14) ハハの教室【2歳児健診】 (対象：幼児)

2歳・2歳6か月児の歯科検診・歯科相談とフッ素塗布（希望者）を行います。
また、2歳児の発達の状況を確認します。

◎問い合わせ先 健康福祉課（健康係） ☎ 25-3285

(15) 5歳児健康診査（対象：年中児）

5歳児に問診、運動遊び、からだの相談、心理相談、保健相談を行い、
オンラインで内科診察を行います。

◎問い合わせ先 健康福祉課（健康係） ☎ 25-3285

(16) 定期予防接種事業（対象：乳幼児等）

乳幼児期・学童期に行う定期予防接種について、費用助成をします。
対象者に予診票をお渡しします。

◎問い合わせ先 健康福祉課（健康係） ☎ 25-3285

(17) 乳幼児の相談（対象：乳幼児）

「事前の予約が必要です」

(1) すくすく相談会（要予約）

心理士が乳幼児の成長等に関する相談に応じています。
相談日等は、予約時に日程の調整を行います。

(2) のびのびスクール（要予約）

心理士が就学に向けての個別の相談に応じています。
相談日は、おおむね毎月第3水曜日の午前中です。

(3) からだ・ことばの相談会（要予約）

理学療法士や言語聴覚士による個別相談を行います。

◎問い合わせ先・予約 健康福祉課（健康係） ☎ 25-3285

(18) 園訪問事業

幼児健診後などのフォローや、保護者の方の希望等で保健師・心理士・言語聴覚士・
理学療法士等の専門職が村内保育園を訪問し、発育・発達の支援を行います。

◎問い合わせ先 健康福祉課（健康係） ☎ 25-3285

(19) 小児科・産婦人科オンライン相談

(対象：妊婦／おおむね中学校までの子どものいる家庭)

「事前のご登録が必要です」

SNSにより、365日24時間オンラインで相談を受け付け、

小児科医、産婦人科医、助産師が返信します。

また、平日18時～22時に10分間の予約制で夜間相談もできます。

◎問い合わせ先

健康福祉課（健康係） ☎ 25-3285

2 不妊治療費助成事業

(1) 不妊治療費助成事業

医療保険給付後の自己負担金や、医療保険給付外の治療費について助成します。

助成内容は、1子について10回程度で、1回あたりの助成限度額は15万円です。

◎問い合わせ先

健康福祉課（健康係） ☎ 25-3285

3 児童福祉等に関する事業

(1) 児童手当（対象：高校生世代までの子どもを養育する父母等）

児童手当を次のとおり支給します。（年6回 偶数月）

○内 容	① 3歳未満	月額 15,000円
------	--------	------------

	② 3歳以上高校生時代まで	月額 10,000円
--	---------------	------------

	第3子以降は	月額 30,000円
--	--------	------------

◎問い合わせ先

健康福祉課（福祉係） ☎ 25-3285

(2) 児童扶養手当 (対象：ひとり親家庭等)

母子または父子家庭等に次のとおり児童扶養手当を支給します。(年6回 奇数月)

○内 容 ① 支給時期 児童が18歳に到達する年度の3月まで

② 支給額 月額48,050円(全部支給の場合)

※所得制限あり、第2子以降加算額あり

※令和8年4月適用 支給額は変更される場合があります

認定には確認事項がありますので、お問い合わせください。

◎問い合わせ先 健康福祉課(福祉係) ☎ 25-3285

(3) 特別児童扶養手当 (対象：心身に障害のある20歳未満の子どもの扶養者)

特別児童扶養手当を次のとおり支給します。(年3回 4月・8月・11月)

○内 容 ① 障害等級1級 月額 58,450円

② 障害等級2級 月額 38,930円

※令和8年4月適用 支給額は変更される場合があります

認定には確認事項がありますので、お問い合わせください。

◎問い合わせ先 健康福祉課(福祉係) ☎ 25-3285

(4) 障害児福祉手当 (対象：20歳未満の障害児)

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の重度障害児に

支給される手当です。支給額は、令和8年4月より月額16,560円です。

認定には確認事項がありますので、お問い合わせください。

◎問い合わせ先 健康福祉課(福祉係) ☎ 25-3285

(5) 福祉医療費支給事業 (対象：高校生世代までの人)

医療費の一部負担金の助成を行っており、これにより医療費が全額給付となります。
県外受診の場合は申請により後日支給されます。なお、保育園や小中学校、高校で
ケガをした場合は、そこで加入しているスポーツ災害共済保険の適用が優先されます。

◎問い合わせ先 住民課（保険係） dB 25-3242

(6) 季節性インフルエンザ予防接種費用一部補助 (対象：生後6か月～中学3年生)

生後6か月から中学3年生までの方を対象にインフルエンザ予防接種費用の
一部を助成します。上限助成額は4,000円です。

◎問い合わせ先 健康福祉課（健康係） dB 25-3285

(7) おたふくかぜ予防接種費用一部補助（助成回数2回） (対象：1歳児と年長児)

1歳児（1回目）と、年長児（2回目）を対象に、
おたふくかぜ予防接種費用を助成します。助成額は1回6,000円です。

◎問い合わせ先 健康福祉課（健康係） dB 25-3285

(8) ぐんまちょい得キッズパスポート事業 (対象：18歳まで)

群馬県で実施しているぐんまちょい得パスポート（ぐーちょきパスポート）を
妊娠届出時に交付します。

◎問い合わせ先 健康福祉課（福祉係） dB 25-3285

(9) 社会福祉協議会からの祝い金事業「歳末助け合い募金事業」(対象：乳児等)

昭和村社会福祉協議会では、お子さんのご出産おひとりにつき、昭和村商品券
15,000円分を祝い金として支給しています。支給は12月末です。

◎問い合わせ先 昭和村社会福祉協議会（総務地域係） dB 20-1126

※昭和村総合福祉センター内に事務所があります。

4 保育園に関する事業

(1) 昭和村の保育園

昭和村では、3か所の保育園があります。

○ (公立) 昭和村第一保育園 (定員100名)

受け入れ年齢 0歳児 (6か月から)

住所 昭和村大字糸井1757-1

電話 22-2331

○ (公立) 昭和村第二保育園 (定員60名)

受け入れ年齢 2歳児

住所 昭和村大字赤城原785

電話 24-7003

○ (私立) 社会福祉法人子育て会 子育て保育園 (定員80名)

受け入れ年齢 0歳児 (6か月から)

住所 昭和村川額1227

電話 24-6023

(2) 地域子育て支援センター (対象：保育園に入所していない乳幼児等)

村内2か所に支援センターを設置しています。

設置は、昭和村立第一保育園および社会福祉法人子育て会子育て保育園となります。

利用する場合は、事前に保育園へ直接お申し込みください。

◎問い合わせ先・予約

・(村立) 昭和村第一保育園

☎ 22-2331

・(社法) 子育て保育園

☎ 24-6023

(3) 延長保育事業 (対象：村内全ての保育園)

各保育園で実施しています。保育園に入園されている園児が対象となりますので希望する場合は、通園する保育所へ直接申請してください。

◎問い合わせ先

- | | |
|----------------|------------|
| ・(村立) 昭和村第一保育園 | dB 22-2331 |
| ・(村立) 昭和村第二保育園 | dB 24-7003 |
| ・(社法) 子育て保育園 | dB 24-6023 |

(4) 一時預かり事業 (対象：生後6か月以上の乳幼児等)

保育が急きょ必要となった場合や、保護者のリフレッシュなどの場合に一時的に保育園を利用することができます。利用する場合は、事前に保育園に直接お申し込みください。対応できる保育園は、昭和村立第一保育園および社会福祉法人子育て会子育て保育園となります。

※利用回数などもございますのでご注意ください。

※保育料は、満3歳未満が2,000円、3歳以上が1,500円です。

◎問い合わせ先・予約

- | | |
|----------------|------------|
| ・(村立) 昭和村第一保育園 | dB 22-2331 |
| ・(社法) 子育て保育園 | dB 24-6023 |

(5) こども誰でも通園制度

(対象：保育園に入所していない0歳6か月から3歳までの児童)

保護者の就労要件に関わらず、月最大10時間まで保育施設を利用できる制度です。対応できる保育園は、昭和村立第一保育園です。

※利用料は、1時間300円です。

◎問い合わせ先 健康福祉課（福祉係） dB 25-3285

(6) 保育料無料化 (対象：村内園児)

保育料については、令和6年度から全て無料化しています。

◎問い合わせ先 健康福祉課（福祉係） dB 25-3285

(7) 副食費の全額補助事業 (対象：保育園に通所する園児)

全ての園児の副食費（約5,000円）を村が負担しています。

◎問い合わせ先 健康福祉課（福祉係） dB 25-3285

(8) 保育園の完全給食化の実施 (対象：村内全ての保育園)

令和4年10月から、保護者の負担軽減等を目的に

主食（ご飯等）の完全給食化を行っています。

◎問い合わせ先 健康福祉課（福祉係） dB 25-3285

(9) 保育園で使用したオムツの回収と処分の実施 (対象：村内全ての保育園)

令和6年度から、保育園内で使用したオムツの回収と処理を行い、

保護者の負担軽減を図っています。

◎問い合わせ先 健康福祉課（福祉係） dB 25-3285

5 こども家庭センター事業

(1) こども家庭センター「つながろ」

こども家庭センターでは、子どもや子育て世代、妊産婦を対象に、妊娠・出産・子育てについて、不安なこと、困ったことなどの相談に応じています。

- 内 容
- ① 妊 娠 期・・・母子健康手帳交付・不妊治療相談・妊娠相談
 - ② 乳幼児期・・・子どもの健診・子育て全般・園生活困りごと・就学相談（発達検査など）
 - ③ 学 齢 期・・・学校生活困りごと・不登校・ヤングケアラー

○対応時間 月～金（祝日・年末年始を除く）9時～17時

○場 所 保健センター内

◎問い合わせ先

こども家庭センター	☎ 24-5142
健康福祉課（健康係）	☎ 25-3285

6 学童クラブに関する事業（放課後児童健全育成事業）

(1) 利用方法と利用料（対象：村内全ての小学生児童）

村内3か所の小学校区ごとに学童クラブを設置しています。

管理・運営は指定管理者である昭和村社会福祉協議会が行っています。

通年での利用のほか、1回のみの利用も可能です。

○利 用 料	通年型	10,000円／月
	1回	1,000円／回

※1か月に10回以上利用する場合は上限額10,000円となります。

※保育料の減免・減額について

- ・生活保護法による被保護世帯は減免
- ・1人親家庭は1児童につき、兄弟姉妹同時入会の場合は第二子以降または利用日数の少ない児童1人につき月額2,000円、日額200円を減額

(2) 設置箇所と開設時間

○設置箇所

○東小学童クラブ（東小学校敷地内：平成14年4月1日設置）

住所 昭和村大字系井1287

電話 22-7260

○南小学童クラブ（南小学校敷地内：平成15年4月1日設置）

住所 昭和村大字川額123

電話 24-6253

○大河原小学童クラブ（大河原小学校敷地内：平成18年4月1日設置）

住所 昭和村大字系井5455-354

電話 24-7778

○開設時間

平日（月～土） 13時30分～18時30分

学校休校日 8時00分～18時30分

※閉所日は、日・祝日（振替休日）と

8月13日～15日、12月29日～1月3日となっています。

◎問い合わせ先 昭和村社会福祉協議会（総務地域係） dB 20-1126

※昭和村総合福祉センター内に事務所があります。

7 教育に関する事業

(1) 昭和村の小中学校（令和8年5月1日現在）

昭和村には、3か所の小学校と1か所の中学校があります。

○（公立）昭和村立東小学校（令和8年度 在校児童数：90名）

住所 昭和村大字糸井1287

電話 22-2516

○（公立）昭和村立南小学校（令和8年度 在校児童数：160名）

住所 昭和村大字川額123

電話 24-6002

○（公立）昭和村立大河原小学校（令和8年度 在校児童数：51名）

住所 昭和村大字糸井5455-354

電話 24-7166

○（公立）昭和村立昭和中学校（令和8年度 在校生徒数：162名）

住所 昭和村大字椽久保488-1

電話 23-7321

(2) 入学祝金の給付事業（対象：保護者）

令和7年度から、村内に在住する子どもが小中学校に入学した際に、

小学校3万円、中学校5万円を入学祝金として支給します。

◎問い合わせ先

教育委員会（学校教育係）

☎ 24-5120

(3) 横浜招待旅行（対象：小学6年生）

昭和村は、横浜市の施設「赤城林間学園」を縁に古くから横浜市と交流があり、20

13年に友好交流協定を締結しました。1973年からは小学6年生が横浜市に招待

され、1泊2日の交流事業を実施しています。自己負担は食事代約500円です。

◎問い合わせ先

教育委員会（教育総務係）

☎ 24-5120

(4) 放課後こども教室 (対象：小学1年生～3年生)

安心安全な場所である学校で放課後の時間を利用して、昭和村の協働活動支援員さんが学校に出向き、支援員さんが得意なことを子どもたちに指導します。

保護者の費用負担はありません。

◎問い合わせ先 教育委員会（社会教育係） dB 24-5120

(5) しょうわ夏の映画まつり (対象：村民全員)

昭和村コミュニティセンター（旧 昭和村公民館）で映画の上映を行っています。

夏の映画まつりは子ども向けの映画を中心に上映しています。

保護者の費用負担はありません。

◎問い合わせ先 教育委員会（社会教育係） dB 24-5120

(6) 中学生海外交流事業 (対象：中学3年生の希望者)

昭和村は、アメリカ・オレゴン州イーグルポイント市と1998年から中学生のホームステイ交流を続けており、2005年に友好姉妹都市となりました。現在は相互にホームステイの派遣・受入を行っており、毎年8月の夏休みに8泊10日の日程で中学生12名を派遣しています。

参加者は前年度2月に募集し、参加費は18万円（派遣費用の約3分の1）です。

◎問い合わせ先 教育委員会（教育総務係） dB 24-5120

(7) 中学生チャレンジウィーク (対象：中学2年生)

昭和村では、働くことの意義と将来の職業選択のきっかけとして、

地元企業様にご協力をいただき、3日間の日程で職場体験をしています。

保護者の費用負担はありません。

◎問い合わせ先 教育委員会（社会教育係） dB 24-5120

(8) スポーツ対外試合補助金 (対象：村民全員)

昭和村では、村の社会体育活動の活性化及び生涯スポーツの振興に資するため、一定規模以上のスポーツ大会に出場する村民に対して、大会参加費等を支援します。

◎問い合わせ先 教育委員会（社会体育係） dB 24-5120

(9) 小中学生対外試合等補助金 (対象：小中学生)

小中学生の保護者に対する子育て支援とスポーツ・文化活動の振興を目的として、全国大会等へ参加する児童生徒の交通費や宿泊費を補助しています。

対象は団体、団体参加の個人、個人で、大会成績に応じて報償金を支給しています。

◎問い合わせ先 教育委員会（社会体育係） dB 24-5120

(10) こども映画教室 (対象：小学生)

一般社団法人「こども映画教室」の協力のもと、映画制作のプロの指導による小学生向け映画制作ワークショップを開催しています。参加者は3日間で企画・撮影・編集・上映までを主体的に行います。

定員は18名、参加費は5,000円程度です。

◎問い合わせ先 教育委員会（社会教育係） dB 24-5120

(11) 遠距離通学費補助事業 (対象：小中学生)

遠距離通学する児童生徒を対象に通学費を補助しています。

中学生の自転車通学は距離（2～6km未満）に応じて補助し、

小学校4km以上、中学校6km以上はスクールバスを運行しているため、

保護者の費用負担はありません。

◎問い合わせ先 教育委員会（学校教育係） dB 24-5120

(12) 英語検定料補助事業 **（対象：小中学生）**

公益財団法人日本英語検定協会が主催する英語検定試験を、
学校で団体受験する児童生徒を対象に、検定料の半額を補助しています。

◎問い合わせ先 教育委員会（学校教育係） dB 24-5120

(13) 就学援助費補助事業 **（対象：小中学生の子どもを持つ保護者）**

経済的に就学が困難な家庭を対象に、通学費や学用品費、修学旅行費などを
援助しています。援助は、昭和村要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に
基づき行っています。

◎問い合わせ先 教育委員会（学校教育係） dB 24-5120

(14) 定住促進奨学金返済支援補助 **（対象：35歳未満で村内定住の奨学金返還者）**

令和6年度から、本村への定住促進と地域を担う人材の確保を目的に、県内で勤務し
奨学金を返還している方を対象として、奨学金返還支援補助金を交付します。

◎問い合わせ先 教育委員会（教育総務係） dB 24-5120

(15) 特別支援教育支援事業 **（対象：小中学生）**

小学校入学から中学校卒業まで、発達障害児等への継続的な支援を学校・家庭・
保育所等と連携して行っています。相談支援や保護者・本人へのケア、教職員への
支援を行うほか、各学校に補助教員や支援員を配置しています。

◎問い合わせ先 教育委員会（学校教育係） dB 24-5120

(16) 昭和子ども未来塾 (対象：小中学生)

村内の小学校、中学校に通う児童生徒の中で、学校へなじめず不登校傾向にある児童生徒を対象に、昭和村コミュニティセンター（旧 昭和村公民館）で個別授業を行う未来塾を実施しています。

◎問い合わせ先 教育委員会（学校教育係） dB 24-5120

(17) 学校給食費無償化事業 (対象：保護者)

本村では、令和6年度より学校給食費を全額村負担としています。

◎問い合わせ先 学校給食センター dB 24-6210

8 住まいに関する事業

(1) 定住に伴う新築住宅建設補助金

(対象：45歳以下で昭和村に10年以上定住する意思のある方)

村内に新築住宅を建設する方に対し、建設費用の一部を補助します。

村内業者による施工は200万円、村外業者による施工は150万円です。

その他、条件がありますので詳しくはお問い合わせください。

◎問い合わせ先 建設課（整備係） dB 25-3421

(2) 住宅リフォーム補助金制度 (対象：住宅を所有し、昭和村に住民登録がある方)

リフォーム工事を行う際に、工事費用の一部を補助します。

村内業者が施工する税込20万円以上のリフォーム工事が補助対象となり、補助額は対象工事費用の10%（上限20万円）です。

申請は工事の着手前に提出が必要です。

その他、条件がありますので詳しくはお問い合わせください。

◎問い合わせ先 建設課（整備係） dB 25-3421

(3) 結婚新生活支援事業 (対象：夫婦ともに39歳以下の夫婦)

婚姻に伴い生じた家賃や引っ越し費用などを補助し新生活を支援します。

夫婦の合計所得が500万円未満、年齢がともに39歳以下であれば30万円、
29歳以下であれば60万円を上限に補助します。

◎問い合わせ先 企画課（地域振興係） dB 25-3442

(4) 移住支援金 (対象：東京圏から昭和村へ移住し、5年以上住み続ける意思がある者)

東京圏から村への移住を考えている方に移住支援を行います。

○内 容

① 支給額 単 身：60万円

世 帯：100万円

※18歳未満の帯同者は1人30万円ずつ加算

② 条 件 直近10年間のうち通算5年以上、

移住直前も原則として1年以上、

東京23区に在住、または東京圏から23区へ通勤していたこと、
など

村への転入後、1年以内に申請してください。

その他、条件がありますので詳しくはお問い合わせください。

◎問い合わせ先 企画課（広報統計係） dB 25-3442

(5) 空き家バンク

定住化の促進を図るため、所有者の同意を得て村内の空き家情報の

提供（空き家バンク）を行っています。

◎問い合わせ先 企画課（広報統計係） dB 25-3442

令和８年度の「昭和村子育て応援ガイド」は、妊娠から出産、子育てまでの期間に、昭和村がおこなっている様々な支援や助成制度等をまとめたものです。

なお、支援金や助成金などの内容は変更になる場合があります。ご利用の際は、最新の情報を確認してください。

詳しくは、各事業の担当課へお問い合わせください。

令和８年８月

問い合わせ先

※ 市外局番はすべて０２７８です

○代 表

電 話 ２４－５１１１
FAX ２４－５２５４

○健康福祉課

電 話 ２５－３２８５（直通）

○住 民 課

電 話 ２５－３２４２（直通）

○建 設 課

電 話 ２５－３４２１（直通）

○企 画 課

電 話 ２５－３４４２（直通）

○昭和村教育委員会

電 話 ２４－５１２０
FAX ２４－５２１３

○昭和村社会福祉協議会

電 話 ２０－１１２６
FAX ２４－５１６１